

一宮市介護支援専門員研修受講支援事業 Q&A

No	質問	回答
1	補助対象のサービス種別は何か。	以下のサービスが補助対象です。 通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防支援、第一号通所事業(短期介護予防サービスは補助対象外)
2	愛知県外の研修を受講した場合、補助対象となるか。	補助対象外です。
3	いつ受講した研修が補助対象となるか。	申請日の属する年度中に受講した研修が対象です。
4	受講者本人が申請日時点で休職している場合(産休・育休、介護休暇など)、補助対象となるか。	補助対象です。
5	テキスト代や交通費等は補助対象となるか。	補助対象外です。 補助対象は研修受講料のみです。
6	1事業所につき、何人まで申請できるか。	1事業所あたりの人数や金額の上限はありませんが、予算の範囲内での交付となります。
7	非常勤で勤務しているが、補助対象となるか。	補助対象です。
8	勤務形態が派遣社員の場合は補助対象となるか。	補助対象外です。受講者が勤務している事業所(法人)が、受講者を直接雇用している場合に限りです。

一宮市介護支援専門員研修受講支援事業 Q&A

No	質問	回答
9	介護支援専門員の資格を有しているが、事業所において介護職員として勤務している場合、補助対象となるか。	補助対象です。事業所における職種は問いません。
10	法人内の異動により、一宮市内の事業所から市外の事業所に変更となった場合、補助対象となるか。	補助申請時において一宮市外の事業所に異動となった場合は、補助対象外です。 なお、研修修了時には一宮市外の事業所に勤務していたが、補助申請時において一宮市内の事業所に異動となった場合は、補助対象です。
11	補助対象経費の支払いが確認できる書類とは何か。	①事業者が研修機関に受講料を直接支払った場合は、研修機関が発行した領収書や振込明細書等 ②職員が研修機関に支払った受講料に対して、事業者が職員に支払った場合は、受領確認書(別紙3)を個人毎に作成してください。
12	申請は事業者内である程度揃ってからがよいか。その都度、申請してもよいか。	事業所(法人)内でまとめた提出でも、その都度のいずれでも構いません。
13	申請時点で修了証明書が添付できない場合は、添付しなくても申請が可能か。	研修の日程が年度末まで及ぶ等の理由で、やむを得ず申請時に修了証明書が添付できない場合は、修了証明書が発行され次第、早急に提出する旨等を誓約いただくことで、申請時には修了証明書がなくても申請が可能です。申請時に誓約書を添付してください。 なお、申請時に修了証明書が添付できないやむを得ない理由がない場合は、申請時に必ず修了証明書の添付が必要です。
14	研修が翌年度まで続く場合は、いつ申請したらよいか。	研修が修了する年度に申請してください。 例えば、研修期間が2026年2月から2026年4月までの場合、2026年度中に申請してください。